

事 務 連 絡  
令和 6 年 1 月 31 日

各都道府県公益法人行政担当課 御中

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益法人が実施する助成事業等におけるマイナポータル API の活用について

「令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、公益法人が実施する助成事業等におけるマイナポータル API の活用について、下記のとおり、所管の公益法人等への周知をよろしくお願いいたします。

#### 記

1. 公益法人が実施する助成事業等（例：奨学金、研究助成）のうち、その実施のために申請者の所得情報等を必要とする事業については、申請者用のオンラインシステムを改修して、「マイナポータル API（自己情報取得 API）」と連携させることにより、所得確認対象者の自己情報（所得情報等）を取得することが可能となり、添付書類を省略することが可能となること。
2. デジタル庁事務連絡においては、令和 5 年の地方からの提案を踏まえ、特に「地方公共団体の委託等を受けた公益法人」について説明しているが、地方公共団体の委託を受けていない公益法人においても、「マイナポータル API」との連携が可能であること。
3. マイナポータル API の詳細、マイナポータル API との連携により取得できる情報、連携に当たっての審査等の詳細は、デジタル庁事務連絡を参照すること。

以上

#### 【問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

T E L : 03-5403-9617、9534、9530（直通）